

令和 2 年 6 月 9 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2019

課題番号：15K02056

研究課題名（和文）イスラームの生命倫理における生殖補助医療の総合的研究

研究課題名（英文）A Synthetic Study of Assisted Reproductive Technology in Islamic Bioethics

研究代表者

青柳 かおる（AOYAGI, Kaoru）

新潟大学・人文社会科学系・准教授

研究者番号：20422496

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,800,000円

研究成果の概要（和文）：近年、私はイスラームの生命倫理におけるさまざまなテーマについて検討してきたが、生殖補助医療の問題についてはまだ残された課題であった。そこで本研究では、日本や欧米の事例も踏まえつつ、ウラマー（イスラーム法学者）が発出したファトワー（一般信徒の質問に対する法的回答）を中心に、配偶子の組み合わせの可否、代理出産の可否、スンナ派とシーア派の見解の相違などについて明らかにした。また生殖補助医療と関連して、イスラームの婚姻制度について、とくにシーア派の生殖補助医療に影響を与えているシーア派独自の婚姻制度である一時婚について検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、生殖補助医療に関する法学者の法的回答を分析し、さらにスンナ派とシーア派を比較した。生殖補助医療そのものに反対する法学者も存在するが、概してイスラームでは生殖補助医療は認められている。スンナ派では夫婦間の配偶子しか認められていないが、シーア派では非配偶者間の配偶子も認める法学者も存在する。そこにはイランにおける合計特殊出生率の減少も関係していると思われる。本研究は、イスラームの生殖補助医療という新たな分野を開拓したものであり、少子化が進む日本においても意義が認められよう。

研究成果の概要（英文）： In recent years, I have been studying various themes of Islamic bioethics, however, there is still remaining the important issue, i.e., assisted reproductive technology. Therefore, this study clarified discussions of propriety of combinations of gametes, propriety of surrogate birth, and differences in views between Sunni and Shia, analyzing mainly legal opinions (fatwas) issued from Sunni and Shia ulamas (Islamic scholars), taking into account cases in Japan and Europe. Moreover, relating to assisted reproductive technology, I examined the marriage system in Islam, especially the contemporary marriage in Shia which affects Shiite assisted reproductive technology.

研究分野：イスラーム思想史

キーワード：イスラーム 生命倫理 生殖補助医療 生殖医療 スンナ派 シーア派

1. 研究開始当初の背景

私は、イスラームの生命倫理に関するさまざまテーマを取り上げ、ウラマー(イスラーム法学者)のファトワー(一般信徒の質問に対する法学的回答)などを分析しながら、スンナ派およびシーア派の議論を明らかにしてきた。イスラームの生命倫理というテーマ自体が、海外では研究があるものの、国内ではほぼ未開拓の分野である。とくにイスラームにおける生殖補助医療というテーマはほとんど研究がなされておらず、海外の研究も不妊の夫婦へのインタビューなどが中心であり、ファトワー研究はまだ少ない状態である。

そこで本研究では、生殖補助医療というテーマを取り上げ、配偶子の組み合わせの可否、代理出産の可否、スンナ派とシーア派の見解の相違、生殖補助医療の背景にある両派の婚姻制度の詳細などについて研究を進めることにした。

2. 研究の目的

本研究では、日本や欧米の事例も踏まえつつ、イスラーム世界(とくに中東)における生殖補助医療に関する議論(人工授精および体外受精の可否、配偶子の組み合わせ、代理出産といったテーマ)について、ファトワー分析を中心に明らかにすることが目的である。その際、スンナ派とシーア派では大きな見解の相違が見られたので、両者を比較する。さらに関連する研究分野として、イスラームの婚姻制度についてスンナ派とシーア派を比較し、とくにシーア派の生殖補助医療にも大きな影響を与えている一時婚という制度をめぐるスンナ派とシーア派の論争や、現代におけるイスラーム教徒の婚姻の諸相について分析する。

3. 研究の方法

まず、イスラームにおける生殖補助医療について、人工授精および体外受精の可否、配偶子の組み合わせや代理出産などを中心に、スンナ派とシーア派を比較した。このテーマそのものは、まだ技術のなかった古典時代の法学では論じられてはいない。しかし、現代においては非配偶者間の精子と卵子が受精することがイスラーム法の姦通罪に当たるかどうか大きな論点となっており、生殖補助医療は法学的なテーマであると言える。そのため本研究では、主に現代の著名なウラマーが発出するファトワーを分析した。スンナ派ではサウジアラビアを中心に、エジプトなどの著名なウラマーの議論を取り上げた。シーア派では、イランの最高指導者やイラクの「模倣の源泉」と言われる高位のウラマーの議論を取り上げた。

さらに生殖補助医療と関連して、シーア派の一時婚について、一般的なイスラームの婚姻制度と比較した。一時婚については、預言者ムハンマドの時代からその可否が問題となっており、スンナ派は一時婚を否定するが、シーア派はその正当性を主張する。その論争は古典時代から現代まで続いているのでその議論を整理した。さらに現代における特殊な婚姻制度としてシーア派の一時婚、スンナ派のウルフィー婚、ミスヤール婚についてもウラマーのファトワーを中心に明らかにした。

4. 研究成果

1) 人工授精および体外受精の可否

イスラームでは、預言者ムハンマドが結婚を奨励しており、結婚して子どもをもうけ、イスラーム教徒を増やすことが望ましいとされている。そのため不妊の夫婦は人工授精および体外受精(人工受胎)を望む場合が多く、多くのウラマーは人工受胎を許容している。しかし、スンナ派のなかでは反対するウラマーも存在する。

その理由は以下の通りである。たとえ夫婦間であっても、1) 配偶子の取り違え(人工授精の場合は精子の取り違え、体外受精の場合は精子と卵子両方の取り違え)という医療ミスが起きる可能性があり、それが血縁関係の混乱につながることで、2) 女性から卵子を採卵したり、精子を注入したりする際、男性医師に恥部を見せることになること。

代理出産については、血縁関係の混乱と、代理母が母親なのか、妻が母親なのかという問題が生じるため、代理出産は禁止されている。また代理出産は、男性医師に女性の恥部を見せることになるということも禁止理由とされている。さらに血縁関係の混乱ではなく、疑似姦通を理由に代理出産を禁止するウラマーもいる。代理懐胎禁止の理由についても、血縁関係の混乱が挙げられているが、それよりも夫以外の精子が女性の子宮に入ることが最大の問題だとする見解もあり、姦通という問題はイスラームにおいて非常に重要であることが分かる。

次に、キリスト教(カトリック)の見解とも比較した。カトリックでは、人工授精と体外受精(配偶者間および非配偶者間)は、肉体的・精神的一体性を伴わないものであるため、その方法自体が不法であり、夫婦の一体性と生殖の尊厳に反するとして認められていない。人工授精と体外受精が認められていない以上、受精卵を代理母に移す代理懐胎についても、当然のことながら

認められないのである。

カトリックでは、生殖補助医療に反対する理由として、精子と卵子の取り違いによる血縁関係の混乱や、男性医師が女性の恥部を見ることになるといった議論はみられなかった。カトリックでは、子どもを持つためには、配偶者間の性交渉だけが許される方法であるということが生殖補助医療に反対する最大の理由であるが、スンナ派の反対派では、そのことはほとんど理由として挙げられていなかった。しかしながらスンナ派の反対派においても、イブン・サーリフ・アル＝ウサイミンが「自然に任せたほうが、神に対する適切な作法である」と述べているように、配偶者間であっても生殖補助医療に反対する理由の根底には、カトリックと同様に、夫婦間の性交渉のみが子どもをもうけるための正しい道だとする考え方があるのではないだろうか。

2) スンナ派とシーア派における生殖補助医療の議論

まずスンナ派の生殖補助医療をまとめてから、シーア派の代表的なウラマーの見解を紹介する。1980年3月23日、後にアズハル機構総長となるガード・アルハック（在任1982～96）が、生殖補助医療に関するファトワーを発した。エジプト・ファトワー庁から出されたこのファトワーが、イスラーム世界で初めて人工授精、体外受精について述べたものである。それによれば、夫婦間の人工授精、体外受精は合法であるが、代理出産は非合法である。また第三者のドナーや代理母が入る余地はない。あくまでも夫婦間のみであり、姦通が否定され、血縁関係が重視される。人工授精であれ、体外受精であれ、夫婦間の精子と卵子を用いることが条件である。第三者の配偶子を使用することは、姦通と同様であり、禁止されている。また体外受精の場合は、受精卵は妻の子宮に戻されなければならない。

多くのシーア派のウラマーはスンナ派の見解を支持しているが、1999年、イラン・イスラーム共和国の第二代最高指導者、アリー・ホセインイー・ハーメネイー（1939年生～）は、配偶者間のみならず、非配偶者間の人工授精と体外受精を認めるファトワーを発した。ハーメネイーは夫婦間の受精卵およびドナー卵子を用いた体外受精を認めた上で、ドナー精子を認めている。ハーメネイーによれば、夫婦は結婚した状態のままで（つまり一度離婚して、妻がドナー男性と一時婚をせずに）、妻はドナー精子によって受胎することが許される。その際、姦通を避けるために身体関係を持つてはならず、人工授精もしくは体外受精によらなければならない。また子供は精子と卵子の提供者のものになるため、母親は妻であるが、父親は精子のドナーであり、夫にはならない。（イスラーム法では養子縁組は禁止されているが、シーア派は認めており、子どもは養子縁組すると思われる。）

姦通もしくは疑似姦通を、合法的な婚姻関係外における身体関係を伴う性交渉とみなすか、身体関係はなくとも、精子と卵子が結合することとみなすかによって、ドナー配偶子に関する見解が変わってくるが、ハーメネイーは、精子と卵子の結合のレベルでは姦通とはみなしておらず、一時婚も不要だと考えている。さらにハーメネイーは、公式サイトで代理出産も認めている。ハーメネイーの生殖補助医療の議論は、子どもをもうけるために、あらゆる手段が認められているようにみえる。

一方、イラクを拠点とするマルジャア・タクリード（最高位のウラマー）、アリー・フサイニー・スィースターニー（1930年～）のファトワーにおける立場は、より保守化しており、ドナー精子を認めない。スィースターニーの見解では、夫婦間の人工授精および体外受精は許される。また夫の精子と妻以外の女性のドナー卵子と受精させ、受精卵を妻の子宮に戻すことも許される。しかしその逆は禁止されている。つまり妻の卵子を夫以外の精子を受精させ、受精卵を妻の子宮に戻すことである。このスィースターニーの解釈は、配偶者間、もしくは非配偶者間の場合は夫の精子を用いることを条件に、人工受胎を認めている。父系血統を重視するために夫以外の精子は認めないというもので、夫以外の精子を認めるハーメネイーなどの解釈と、夫婦間の体外受精のみを認める多数派の解釈との中間的解釈と言えよう。

イランでは、一人の女性が一生の間に産むとされる子どもの数が、2002年以降、二人を割っている。2014年5月、ハーメネイーは人口を増加させるための14の提言をしている。提言には生殖補助医療の援助も含まれていることから、ハーメネイーは人口を増やすために、第三者のドナー配偶子や代理出産を認めることに積極的である可能性がある。ハーメネイーのドナー精子を可とするファトワーは、イランの議会で2003年に無効にされたが、その権限はレバノンには広がらず、そこでは精子提供が自由に行われている。この新しい法案に強制力はないので、一部の生殖補助医療の医師は、イランでもレバノンでも、ハーメネイーのファトワーを利用しているという。

スンナ派とシーア派それぞれの大きな影響力を持つウラマーを取り上げて、生殖補助医療の見解を文献学的に比較してきた。イスラームにおいて、生殖補助医療に関するウラマーの一致した見解はなく、親子の血縁関係を重視する立場においては、夫婦間であれば人工受胎は許される。一方、姦通の回避を重視する立場においては、姦通を避ければ夫婦間でなくても、人工受胎は許されるということになる。その場合でも、ドナー精子、ドナー卵子、代理出産まで認める立場から、ドナー卵子のみを認め、代理出産は認めない立場まで、さまざまである。大まかに言えば、配偶者間の受胎に限定せず、非配偶者間の配偶子を用いた生殖補助医療を許容する一部のシーア派は、スンナ派よりも柔軟で多様な解釈をしていると言えよう。

また人口問題についても取り上げた。論証は不十分ではあるが、1999年にハーメネイーが第

三者提供の配偶子を認めるファトワーを出した理由の一つは、イランの人口問題ではないだろうか。もちろん、子どもが増えない根本的な原因は、夫婦の収入が少なく子どもを産み育てられないという経済問題も考慮に入れなければならないが、生殖補助医療の政策だけでは子どもを増やすのは極めて困難である。しかし生殖補助医療に関する柔軟な解釈によるファトワーの背景には、子どもを持ちたいという夫婦の切実な願いへの配慮とともに、人口増加を目指すハーメネイーを始めとするイラン指導者層の思惑があると思われる。ハーメネイーのファトワーには根強い反対があるものの、イラン、レバノンにおいて大きな影響力を有しており、シーア派の人口増加について注目していく必要があるだろう。

3) 一時婚をめぐるスンナ派とシーア派の論争とさまざまな婚姻制度の諸相

イスラーム法の婚姻契約では、夫となる男性と、妻となる女性の後見人(女性の父親の場合が多い)との契約であり、後見人、二人の証人および婚資のない契約は認められない。また終生婚であることが前提であり、離婚は認められているが、最初から期限を区切った結婚も認められていない。

一時婚とは、婚姻期間と婚資を条件とする婚姻契約のことである。一時婚の契約は、イスラームにおけるほかの契約と同様に、申出と受諾を必要とする。契約の儀式は、男女だけで行うか、モスクのイマームによって行われる。普通は男女だけで契約を交渉し、儀式を行う。一時婚の期間については、数時間、数日間、数年間のように、期間を明確にする。婚資の額は明確にしないといけない。一時婚では後見人は必要ない。

一時婚が、イスラーム初期に慣行となっていたことはスンナ派のウラマーも認めるが、スンナ派は預言者ムハンマドが禁止したとする。しかしシーア派はその合法性を主張する。この制度は、建前的には、姦通と私生児出産阻止のための制度だと言える。

シーア派にとって一時婚の根拠となるのは、「かの女らと、交わった者は、定められた婚資を与えなさい。だが婚資が定められた後、相互の合意の上なら、(変更しても)あなたがたに罪はない(コーラン4章24節)」である。この章句をスンナ派は終生婚とするが(一部のスンナ派は一時婚とするが、ほかの章句により廃棄されたとする)、シーア派は一時婚と解釈し、古典時代からの論争が続いているが、平行線を辿っている。

現代のサウジアラビアのウラマーが発した、一時婚に反対するファトワーを分析したところ、以下のような議論がみられた。古典時代の議論と同様に、コーラン4章24節が引用され、ここで言われている結婚は一時婚ではないとする。そしてもしそれが一時婚を指すとしても、一時婚を廃止したムハンマドのスンナ(慣行、言行)によってコーランの文言は廃棄されるとして、該当する複数のハディース(ムハンマドの言行を伝える伝承)が引用されている。古典時代の論争では、4章24節をハディースによって廃棄するという議論はみられなかった。この現代のファトワーでは、コーランの文言が、ほかのコーランの文言ではなくスンナによって廃棄される点とされている点が特徴と言えよう。

一方、スンナ派において、シーア派の一時婚と類似した性質をもつ婚姻制度があるとすれば、将来、スンナ派の生殖補助医療の議論に影響を与える可能性がある。よってスンナ派も含めて、イスラームの婚姻制度の議論をもう一度見直す必要がある。実はスンナ派の婚姻制度においても、シーア派の一時婚とは異なるものの、ミスヤール婚とウルフィー婚という特殊な形態があることはあまり広く知られていない。どちらも、イスラーム法における結婚制度の一つで、妻が夫からの扶養される権利を要求しないことや、夫と同居せず、夫が通うことを認めるなど、夫婦の義務と権利の多くを放棄している婚姻制度である。

ミスヤール婚では、通常の婚姻契約と同様に、二人の証人、新婦の後見人、婚資などが必要とされることが一般的であるが、夫は妻の扶養義務がなく、妻には夫の遺産相続権はない。このため、男性側は複婚の際にミスヤール婚を希望することが多い。女性の側は、経済的に自立しているが婚期を逃した女性や、離婚女性、寡婦などがミスヤール婚を受け入れる傾向があると指摘されている。サウジアラビアのウラマーのファトワーを分析したところ、ミスヤール婚はイスラーム法の婚姻契約の条件(後見人や二人の証人など)を満たしているため合法であるが、ウラマーの間でも賛否両論があることが分かった。妻と夫が離れて暮らさざるを得ない正当な理由があれば、ミスヤール婚は双方にとってメリットがある便利な婚姻形態と言えよう。おそらくこのケースのミスヤール婚については、多くのウラマーが許可していると思われる。しかしミスヤール婚を単なる快樂のために利用する場合については、許されないとするウラマーもいる。今後はミスヤール婚を行う理由を精査した上で、可否を判断する個別のファトワーが多くなっていくのではないだろうか。

ウルフィー婚はエジプト民法とシャリーアの規定のずれを利用した、民法上は無効だがシャリーアの規定上は合法的な婚姻である。ウルフィーとは「私的な」「慣習的な」を意味する。エジプト民法は基本的にはシャリーアに依拠しているが届出婚制度を取っており、婚姻登録を行わないウルフィー婚は、民法上は無効である。婚姻の事実は家族にも伏せられ、婚姻は秘密裏に行

われる。同居は通常行わない。ウルフィー婚は都市の大学生の間で盛んである。

ウルフィー婚は「後見人が必ずしも必要ではない」とするハナフィー派の説に基づいている点が、ミスヤール婚とは異なっていると言えよう。ミスヤール婚では後見人は必要である。またどちらもしア派の一時婚のように、婚姻の期間を定めることはなく、終生婚が前提となっている。しかしながら実際は、後述するように大学生のお試し婚のようなケースもあるため一時婚の性格が強く、結婚を継続する強い意思があるかどうかは、あいまいであると言えよう。多くのウラマーは、ハナフィー派の解釈に基づけばウルフィー婚は後見人がいない点については合法であっても、やはり結婚を継続させる意思がないので、ハナフィー派においても違法だとしている。ウルフィー婚によって婚姻外の姦通を避けることはできても、結局、社会的承認を得られた結婚ではないため、世間の批判を逃れることはできないようである。

イスラーム法で合法とされる婚姻契約には後見人、二人の証人、婚資が必要である。しかしスンナ派のミスヤール婚では、妻が夫によって扶養される権利や夫と同居する権利を放棄することが認められている。スンナ派のウルフィー婚では、後見人が必要とされず、秘密裏に結婚することが可能である。どちらのケースも、女性が不利ではあるが、女性のほうが同居しない結婚形態を望む場合もあり、さまざまな動機から行われている。

またシア派の一時婚は、前もって婚姻期間を定めるという点がスンナ派の二つの婚姻制度とは大きく異なっている。一時婚は生活苦の女性が行うケース以外にも、若者のお試し婚や、第三者の配偶子を得るための生殖補助医療、さらに結婚しているメリットを享受するだけの性的関係を持たないものまで、幅広い目的で行われているのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 創刊号
2. 論文標題 「一時婚（ムトア）に関するシーア派とスンナ派の論争 古典時代から現代まで」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『イスラム思想研究』	6. 最初と最後の頁 3-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 19
2. 論文標題 「コーラン解釈における廃棄（ナスフ）の諸相 一時婚を中心に」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『比較宗教思想研究』	6. 最初と最後の頁 19-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 714
2. 論文標題 「史料紹介 ガザリー『宗教諸学の再興』 「婚姻作法の書」を中心に」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『歴史と地理』（世界史の研究255）山川出版社	6. 最初と最後の頁 27-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Kaoru AOYAGI	4. 巻 141
2. 論文標題 "Assisted Reproductive Technologies in Islam with Special Reference to Twelver Shia"	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『人文科学研究』（Studies in Humanities）	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） http://hdl.handle.net/10191/49474	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 18
2. 論文標題 「イスラーム・スンナ派における生殖補助医療への批判 - - カトリックと比較して」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『比較宗教思想研究』	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 17
2. 論文標題 「イスラームにおける婚姻制度の諸相 スンナ派のミスヤール婚とウルフィー婚、シーア派の一時婚 (ムトア婚)」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 『比較宗教思想研究』	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 1
2. 論文標題 「預言者ムハンマドにおける神との交流 啓示体験と昇天体験」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 杉木恒彦・高井啓介編『霊と交流する人びと 媒介者の宗教史』(上巻) 宗教史学論叢21、リトン	6. 最初と最後の頁 83-103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 1
2. 論文標題 「ガザリー『宗教諸学の再興』 来世で神に会うための現世における準備の書」	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 池田嘉郎・上野慎也・村上衛・森本一夫編『名著で読む世界史120』山川出版社	6. 最初と最後の頁 147-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 1
2. 論文標題 「イスラームにおける生殖補助医療 シーア派を中心に」	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 塩尻和子編『変革期イスラーム社会の宗教と紛争』明石書店	6. 最初と最後の頁 188-209
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 145
2. 論文標題 「イスラームにおける出生前診断 スンナ派を中心に」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『人文科学研究』 (Studies in Humanities)	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 青柳かおる	4. 巻 20
2. 論文標題 「ガザリー「婚姻作法の書」にみられるガザリーの夫婦観 コーラン4章34節の解釈にみられる役割分担を中心に」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『比較宗教思想研究』	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件 (うち招待講演 11件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラームの生命倫理の諸相 初期胚、生殖補助医療、終末期医療」
3. 学会等名 宗教倫理学会夏季一泊研修会於関西大学セミナーハウス彦根荘 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラームにおける生殖補助医療 シーア派を中心に」
3. 学会等名 生命倫理プロジェクト研究会 イスラーム・レクチャー（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラームにおける生命倫理の諸問題 生殖補助医療のスナナ派とシーア派の比較を中心に」
3. 学会等名 「イスラーム圏法現象の学際的研究」2017年度第1回研究会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラームにおける生命倫理の諸問題」
3. 学会等名 東洋哲学研究所連続公開講演会「生命倫理と宗教」第1回（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラーム教 シーア派の思想と歴史 1 2 イマーム派を中心に」
3. 学会等名 新潟県国際交流協会平成28年度国際理解セミナー「アジアを知る！」（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラームにおける生殖補助医療 宗教史学研究の一例」
3. 学会等名 Niigata Liberal Art Club 社会人向け教養講座（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラームの多様な解釈 食物規定と服装規定」
3. 学会等名 新潟ロータリークラブ卓話（招待講演）
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラーム教徒のイスラーム理解 その多様な可能性」
3. 学会等名 日本中東学会第21回公開講演会（招待講演）
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラームにおける死と看護」
3. 学会等名 第39回日本死の臨床研究会年次大会（招待講演）
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラーム教徒の日常生活」
3. 学会等名 異文化塾「いま イスラーム世界を読み解く」第2回（招待講演）
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラームの生命倫理における生殖補助医療 スンナ派とシーア派の比較研究」
3. 学会等名 上廣倫理財団助成研究会発表会（招待講演）
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 青柳かおる
2. 発表標題 「イスラームの「聖典」と<性別>」
3. 学会等名 2019年イスラーム・ジェンダー学科研公開シンポジウム「イスラーム×ジェンダー 「境界」を生きる／越える」（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考